

三重県新型コロナウイルス

「緊急警戒宣言」

期間(1/14~2/7)

直近の感染者数の推移

〔県内発表分〕
単位:人

1/7	1/8	1/9	1/10	1/11	1/12	1/13
27	42	49	43	23	25	33

三重県における直近の感染傾向

① 飲食の場での感染が増加

1/1~1/8の間で
30%

- ・「**大人数**や**長時間**におよぶ**飲食**の場」に起因するものが多数

② 県外に由来する感染が増加

- ・1/1~1/8の間で**28%**が**県外由来**
うち**約半数**が**愛知県由来**

直近1週間で
全体の**52%**

- ・桑名市をはじめとする**北勢地域**で**増加傾向**

③ 若い世代の方の感染事例が多数

- ・**30代以下**が**50%超**を占め、**家族内感染**となる事例も

④ 外国籍とみられる方の感染者が増加

- ・直近1週間の感染者のうち**約2割**の方が**外国籍**と思われる方
- ・**桑名市内**・**いなべ市内**の感染者では**4割以上**

県民の皆様へ



特措法第24条第9項に基づく要請

- 大人数や長時間におよぶ飲食は避けて
- 県境を越える移動は避けて
※生活の維持に必要な場合を除く

若い世代の皆様へ

- 大切な家族や友人等に感染を広げないように、
最大限の感染防止対策を

緊急事態宣言発出の 『区域拡大』を受けて

対象区域

 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

 栃木県、愛知県、岐阜県

大阪府、京都府、兵庫県、福岡県

新たに
追加!

これらの地域には生活の
維持に必要な場合を除き、

移動は**絶対に避けて!**



酒類提供飲食店への営業時間短縮要請

特措法第24条第9項に基づく要請

- 酒類を提供する飲食店、
接待を伴う飲食店において
21時までの営業時間の短縮を要請

対象エリア：桑名市、四日市市、鈴鹿市

要請期間：1月18日～2月7日

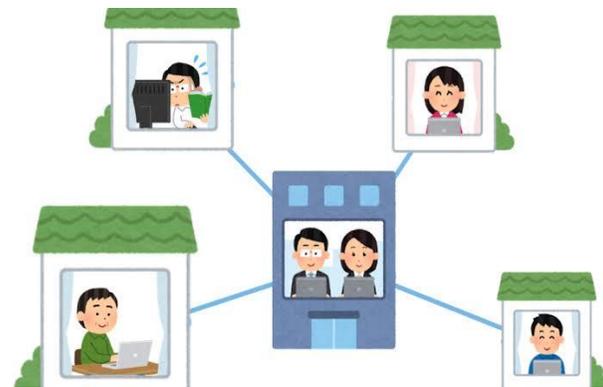
事業者の皆様へ

特措法第24条第9項に基づく要請

- 医療機関、社会福祉施設ほか
クラスターが発生しているような施設においては、
ガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底を
- 外国人と関わりのある団体等に対し、
感染防止対策の丁寧な周知を

- テレワークの推進などで、
出勤者の5割削減を

併せて接触低減の取組も
(オンライン会議活用、時差出勤等)



県からのメッセージ

まさに『今』、爆発的感染拡大を
阻止する瀬戸際!

持ち込まない

広げない

一日も早い収束に向け、
県民、事業者の皆様のご協力を!